

三重県特別職報酬等審議会条例

昭和三十九年十月九日

三重県条例第七十七号

最終改正 平成二〇年八月一五日

三重県条例第三九号

三重県特別職報酬等審議会条例をここに公布する。

三重県特別職報酬等審議会条例

(設置)

第一条 知事の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、三重県特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 知事は、議会の議員の議員報酬の額又は知事若しくは副知事の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。

一部改正〔平成一九年条例三号・二〇年三九号〕

(委員)

第三条 審議会は、委員十人以内をもつて組織する。

- 2 委員は、三重県の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから必要のつど、知事が任命する。
- 3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第六条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

一部改正〔平成一〇年条例一号・一七年九二号〕

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(略)